

◆上田蠶絲專門學校同窓會規則

(大正十四年三月十五日改正)

- 第一條 本會ハ上田蠶絲專門學校同窓會ト稱ス
- 第二條 本會ハ上田蠶絲專門學校卒業生並ニ修業生ヲ以テ組織ス
- 第三條 本會ハ上田蠶絲專門學校教職ニ在ル者又ハ本會ニ特殊ノ關係ヲ有シ其ノ趣旨ニ賛セル者ヲ贊助員トナスコトアルベシ
- 第四條 本會ハ母校トノ連絡ヲ計リ會員相互ノ親睦ヲ厚ウシ併セテ蠶絲業ノ改良發達ヲ計ルヲ以テ目的トス
- 第五條 本會ハ本部ヲ上田市ニ置ク但シ必要ニ應ジ支部ヲ設クル事ヲ得支部ニ關スル規定ハ別ニ之ヲ定ム
- 第六條 本會ハ第四條ノ目的ヲ達スル爲メ左ノ事業ヲ行フ
- 一. 總會ノ開設
 - 二. 刊行物ノ發行
 - 三. 講習. 講話
 - 四. 其他必要ト認メタル事業
- 第七條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク
- 名譽會長 壹名 幹事長 壹名
副幹事長 貳名 幹事 若干名
內 一名 會計主任. 一名 編輯主任
一名 庶務主任
- 第八條 幹事ハ總會ニ於テ長野縣小縣郡及上田市在住ノ會員中ヨリ之ヲ選任ス
- 第九條 役員ノ任期ハ二ケ年トス. 但シ再選スルモ妨グズ
- 役員ノ補選ハ幹事會ニ於テ之ヲ行ヒ其ノ任期ハ前者ノ殘任期間トス
- 第十條 本會ハ毎年三月總會ヲ開ク. 但シ必要ニ應ジ臨時總會ヲ開ク事ヲ得
- 第十一條 左ノ件ハ總會ノ決議ヲ要ス
- 一. 規則ノ改正
 - 二. 基本金ノ處分
 - 三. 其他重要ナル事項
- 第十二條 總會ノ決議ハ多數決ニヨル. 可否同數ナル時ハ議長之ヲ決ス
- 總會ノ決議ハ會員四分ノ一以上ノ出席ヲ要ス. 書面又ハ委任狀ヲ以テ其ノ意見ヲ表示スルモノハ出席ト看做ス

- 第十三條 本會ハ會員ヨリ通常會費トシテ毎年金參圓ヲ徵收ス. 但シ終身會費トシテ金參拾圓ヲ參回以內ニ完納シタル者ハ其ノ年度ヨリ通常會費ノ納入ヲ要セザルモノトス
- 第十四條 本會ハ其ノ目的ヲ遂行スル爲メ必要ト認メタル時ハ幹事會ノ決議ヲ經テ臨時會費ヲ徵收スル事ヲ得
- 第十五條 本會ハ新ニ會員トナリタルモノヨリ入金參拾圓ヲ徵收ス
- 第十六條 本會ハ基本金ヲ置ク
- 基本金ハ入會金其他ノ收入ヲ以テ之ニ充ツ
- 基本金ハ幹事長之ヲ保管ス
- 第十七條 本會ノ會計年度ハ毎年四月一日ニ始リ翌年三月三十一日ニ終ル
- 會計報告ハ次年度ノ同窓會報誌ニ登載ス

◆上田蠶絲專門學校同窓會支部設置ニ關スル規定

- 同窓會規則第五條第二項ニヨリ支部ニ關スル規定ヲ定ムル事左ノ如シ
- 第一條 支部ノ區域ハ道府縣ヲ以テス但シ必要ニ應ジ區域ノ分合ヲ行フ事ヲ得
- 第二條 支部ニ左ノ役員ヲ設ク
- 支部長 一名 支部幹事 若干名
- 第三條 會員ニシテ支部ヲ設置シタル時ハ遲滞ナク左ノ事項ヲ本部ニ通知スルコト
- 一. 設置年月日
 - 二. 名稱
 - 三. 區域並ニ事務所ノ位置
 - 四. 會員住所氏名
 - 五. 役員氏名
 - 六. 規則
 - 七. 事業ノ種類
- 第四條 第三條第二號ニヨリ第七號至ル事項ニ變更アリタル場合ニハ遲滞ナク本部ニ通知スベキモノトス
- 但シ第三號中設置區域中ノ變更ハ豫メ本部ノ承認ヲ經ルモノトス
- 第五條 支部ハ毎年三月卅一日迄ニ該年度ノ成績ノ概要ヲ本部ニ報告スベキモノトス